

近代上海の租界地形成と日本人居留地の空間構成に関する史的研究

—都市開発と土地取引の実態把握を通して—

主査 大場 修^{*1}

委員 陳 雲連^{*2}

本論は、上海租界の都市形成過程を踏まえつつ、近代上海における日本人居留地の形成過程と空間的特徴を、英、米、中との国際関係の中で明らかにした。まず、日本が独自の居留地を諦め、租界全域に渉る都市開発権を得た過程を辿った。日本は英米施設との立地関係、交通条件や地価等に応じた都市施設配置を進めたが、結果として上海の日本人居留地の確保は後回しにされた実態を明確にした。一方、日本人居留地では、英米が供給する里弄住宅を主体とする借家居住に終始したことを、租界外の北四川路地区の住宅遺構等の調査を通して示した。その住宅形式は洋風ではあったが、畳を持ち込む等の動向もそこに読み取った。

キーワード：1) 上海、2) 租界、3) 上海日本居留地、4) 日本人居留地、5) 北四川路地区、6) 里弄住宅、
7) 工部局、8) 日本外務省、9) 上海日本総領事、10) Land Assessment Schedule

THE FORMATION OF SETTLEMENT IN SHANGHAI AND THE SPATIAL STRUCTURE OF JAPANESE CONCESSION AREAS

—From The View Of Urban Development And Land Dealings —

Ch. Osamu Oba

Mem. Yunlian Chen

After Meiji Japan was forced to abandon founding the “Shanghai Japanese settlement”, the rights for urban development in Shanghai were obtained by negotiating with the Chinese government. In fact, the Japanese considered location, traffic conditions, and land values and they succeeded in their planning of urban facilities in the Shanghai Settlement. But residence couldn't be constructed. Therefore, many Japanese lived in North Szechuen Road area, which was far from the settlement area. This study demonstrates that in order to create Japanese-Style life, Japanese always took “TATAMI” into their homes although they rented from English owners.

1. はじめに

本論の目的は、上海租界における英、米、日による都市開発の動向から、同租界の都市形成過程を解明しつつ、日本による土地取引の実態把握を通して、上海日本人居留地の形成過程と空間構成を明確にすることである。

すなわち、明治末期以来、日本は上海租界を進出する際に、どのような点を考慮し、上海のどのような所に着目していたのか。また、上海に進出していた日本人が現地でどのような課題に直面し、どのように解決しつつ、各種都市施設を建設しえたのか。そして、最終的に形成された日本側の都市基盤、諸施設及び居住地は、上海租界全域においてどのような空間構成を有していたのか。

上海租界の都市や建築に関する論考が多い。村松伸、田中重光、鄭時齡らは、上海租界における日本人建築家の設計活動、建築意匠、1942年に呈示された大上海都市改造計画等に注目し、また、陳祖恩、孫安石・大里浩

秋らは、上海在住日本人の生活様式や日本人街の様子等を論じている^{註1)}。しかし、それらはいずれも旧日本人街の上海虹口地区を中心に、建築の様式や意匠、あるいは、在住日本人の生活様式への関心に止まり、さらにいえば、その関心は日本側の活動のみ、または、英国の活動のみへの偏った視点に基づくもので、当時の国際状況を踏まえぬ論考といえ、しかも上海の日本人居留地の全体像とその都市形成はいまだ明らかにされていない。

そこで、本論は、英米人による上海での都市開発を明確にしつつ、明治末期から1930年代までの間に、近代日本が上海で実践していた各種都市開発活動を読み解いてゆくことで、冒頭で提起した疑問を解いていきたい。

以下、本論文は、上海租界における日本の都市開発の背景(第2章)、日本の土地開発と施設配置(第3章)、日本人居留地の形成経緯と空間構成(第4章)、という三つの論点を立て、各章のタイトルに掲げた。本論に一貫

^{*1} 京都府立大学大学院 教授

^{*2} 京都府立大学大学院人間環境科学研究科 博士後期課程(当時上海交通大学研究員)

巡る近代日本の外交史を踏まえつつ、上海を取り巻く英、米、日の国際関係の中で明確化することである。

2. 上海租界における日本の都市開発の背景

アジアの新興国として、政治、経済両面で列強に劣る明治末期の日本が、しかも英米仏に比べ50年も遅れ、どのように上海への進出を図っていたのか。本章は、上海日本居留地の設置に向けた日本側の外交関係の動向からその一端を明確にする。

そのために、日清戦争翌年の1895年（明治28）、日清両政府による「下関条約」^{注2)}（通称「講話条約」）締結直後の日本外務省通商局を始め日本経済界、及び上海日本領事館等による上海日本居留地の設置をめぐる一連の政界・経済界の動向を、近年公開された諸史料から検討する。あわせて、同時期に進行していた英米人による上海における租界の都市計画動向も把握する。

これにより、日本はどのような意図で、何に注目しつつ上海に進出しようとしていたのか、そして実際どのような問題に直面したのか、などの諸点を明確にする。

2.1 史料概要

本章では、主として上海日本居留地の設置に関する外務省機密文書^{注3)}（以下「機密文書」）を使用する。同史料には、1895年「下関条約」締結直後に、上海日本居留地の設置を巡る外務省の選地過程を記録されている。

また、英米人による同時期の租界開発動向に関しては、1893年「工部局年報」と同年の「SHANGHAI MUNICIPAL COUNCIL PLAN OF PROPOSED ROAD EXTENSIONS HONGKEW」（以下、1893年道路計画図と呼ぶ、上海档案馆所蔵）、1900年の「SHANGHAI MUNICIPAL COUNCIL KEY PLAN SHEWING THE DIVISION OF THE SETTLEMENT INTO DISTRICTS」（以下、1900年租界地図と呼ぶ）を検討する。これらより、英米租界の道路計画状況や拡張動向を捉えることができる。上海進出を画策する日本側外務省を始め当事者が直面する当時の上海の動向は、これにより明確になる。

2.2 外務省通商局による上海日本居留地の選地過程

1895年（明治28）の「下関条約」により、日本は中国の開港都市において自由に製造業に従事する権利を得る。条約締結を背景に日本人実業家の上海及び大陸への進出意欲が高まり、政府もそれを奨励した^{注4)}。

外務省通商局長が特命全権公使の林董に宛てた「本邦居留地設定ニ関スル件」の前半部分からは、同局が日本人専有の工場や倉庫の建設用地を入手するため、上海に日本居留地が必要と指摘し、すでに清国政府の同意も取り付け、さらに同省による事前調査や諮問結果を踏まえ「十六舗」「浦東」「米租界とポイントホテルとの中

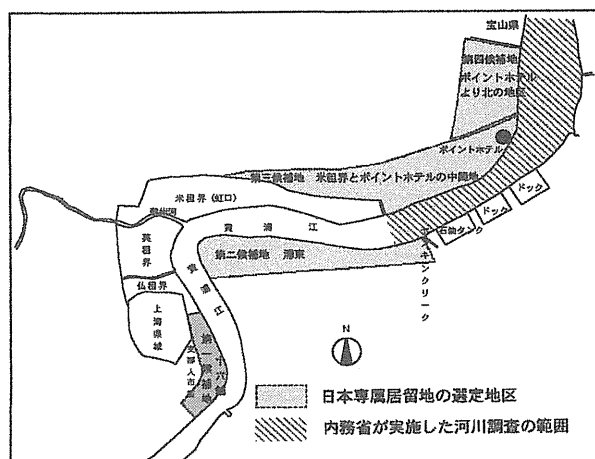


図2-1 4カ所の上海日本居留地の候補地位置図
1895年「上海租界概略図」（外交史料館所蔵）より作成

間地」、及び「ポイントホテルより黄浦江下流に沿う地区」^{注5)}の4候補地(図2-1)を選定していた。候補地はいずれも仏・英・米租界の外周部に位置していることがわかる。外務省通商局は、以下のように各候補地を分析している^{注6)}。これより上記4ヶ所の居留地候補地の立地条件に関する外務省の観点と各候補地の評価がわかる。

1) 第一地区「十六舗」

第一地区は、図2-1で示すように、南側の仏租界と上海県城に隣接し、黄浦江に沿った地区である。上海租界の商業中心地に近く、船舶の繋ぎ場所として便利のため、候補地の中で立地的には最も適当である。しかし、同地区には清国人の家屋が密集し、さらに黄浦江沿いの港には清国船舶の繋泊所及び貨物を卸すための棧橋がすでに設置されていたため、日本人居住者及び回漕者にとって不便である。これに加え、この地区の地価が非常に高く土地買収が困難であると判断された。

2) 第二地区「浦東」

第二地区は英米租界の対岸地に立地し、当時は未開発地でドックや石油タンクが散在する程度であった(図2-1)。黄浦江の沿岸地区であり船舶寄泊所として便利であるが、英米租界との連絡はすべて船に頼らざるをえず、居留地としては交通不便の地区であると外務省は分析していたことがわかる。

3) 第三地区「米租界とポイントホテルとの中間地」

第三地区は米租界(虹口地区)と隣接し、黄浦区に沿う米租界とポイントホテルの中間地である(図2-1)。同地区は米租界に隣接し、南の一面は黄浦江に面し、民家も少なく居留地としては適当な地区であった。しかし、黄浦江に面する土地は、すでに英米系の華盛織布局、紡績新局等の数工場に占拠されていたことも指摘された。それに加え、英米租界が同地区を租界の附属地にしようとする傾向があり、日本居留地として獲得するには障害があると分析している。

4) 第四地区「ポイントホテルより黄浦江下流に沿う地区」

第四地区は、英米租界から遠く離れた北側の地区に当たる（図 2-1）。黄浦江から離れてはいるが、日本人居住地、製造所、倉庫等の建設用地として自由に設置できると判断された。将来、米租界がポイントホテルまで拡張されれば、第四候補地区は米租界と直接連絡でき交通便利な地区であるとも評された。船舶の繋ぎ場所として相応しいかどうかについても詳細な土木調査を行い、問題がないと判断された。

以上のような外務省による上海日本居留地の候補地 4カ所に対する吟味過程から、その設置に際しての着目点を整理すると以下の 4 点になる（表 2-1）。

表 2-1 4 候補地の条件比較表

判 断 基 準	第一区	第二区	第三区	第四区
港施設	×	○	×	○※
交通条件 (英米租界との連絡条件)	○	×	—	○
経済条件 (買収土地の地価)	×	—	—	○
政治条件 (英米による上海租界の拡張動向)	—	—	×	○
凡例	○：適当 ×：不適当 —：言及せず ※：要検討			

第 1 点は、黄浦江沿いにおける港施設の必要性で、船舶の繋ぎ場所や工場用地の確保である。第 2 点は、交通条件で、当時の上海中心市街である英米租界地区との連絡条件である。第 3 点は、経済面で、買収する土地の地価である。第 4 点は、政治的な条件で、英米租界の拡張動向などとの関係である。この 4 点は、当時の日本外務省における上海日本居留地の用地選定に際しての判断基準と考えられる。この条件に基づく検討結果、民家が少なく、黄浦江沿いの土地も英米に占拠されていない第四区が適当であると判断された。

しかし、上海進出に向けた日本側の議論の最中、上海租界ではさらなる道路開発が進展しつつあった。

2.3 英米租界の拡張事業と道路開発

本節では同時期の英米租界地における都市計画事業の実態を明らかにする。これにより、日本が上海において直面する当時の英米租界の動向が客観化する。

1893 年の「工部局年報」から、英米租界の工部局 (Municipal Council) は公共道路建設により虹口地区の開発を計画していたことがわかる。公共道路の開発用地は予定道路両側の借地人から無償で提供させる方式が検討されていた^{注 7)}。日本側の上海帝国新居留地の設置をめぐる議論は、その 2 年後の 1895 年である。

計画道路の幅、区間、立地などの建設要項は、「工部局年報」に収録された「New Road Proposal」によって決められていた。「New Road Proposal」と照合できる地図が、1893 年作成の「SHANGHAI MUNICIPAL COUNCIL PLAN OF PROPOSED ROAD EXTENSIONS HONGKEW」である（図 2-2）。計画地域は当時の虹口地区全域（米租界）に渡っていることがこれよりわかる（図 2-1）。

しかも、図 2-2 からは、西側から東側まで、南北方向の道路は 8〜24 までの番号が付けられ、東西方向の道路は、25〜38 までの番号が付けられていることがわかる。この計画図を概観した結果、南北方向の道路は、既存道路の延長が多いが、東西方向の道路は、ほぼ旧来の Creek をベースに計画していることが判明する。

道路計画の詳細も見ていきたい。例えば、9 番目の新道路（図 2-2）は Dixwell Road であり、南側の Broad Way から北の Yu hang Road まで延長され、幅は 30feet（約 10.2m）と決められている。

やがて日本人街となる虹口地区の街区は、1893 年の工部局による道路計画により形成されたと推察できる。そして、英米租界の更なる東への拡張が可能となった。

上記の虹口地区の道路計画に続き、英米人は、1899 年に上海租界の拡張活動を更に実施した^{注 8)}。1900 年租界地図は、新たな租界拡張範囲を示している（図 2-3）。

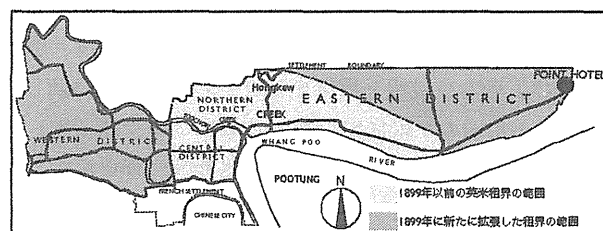


図 2-3 1900 年租界拡張範囲図

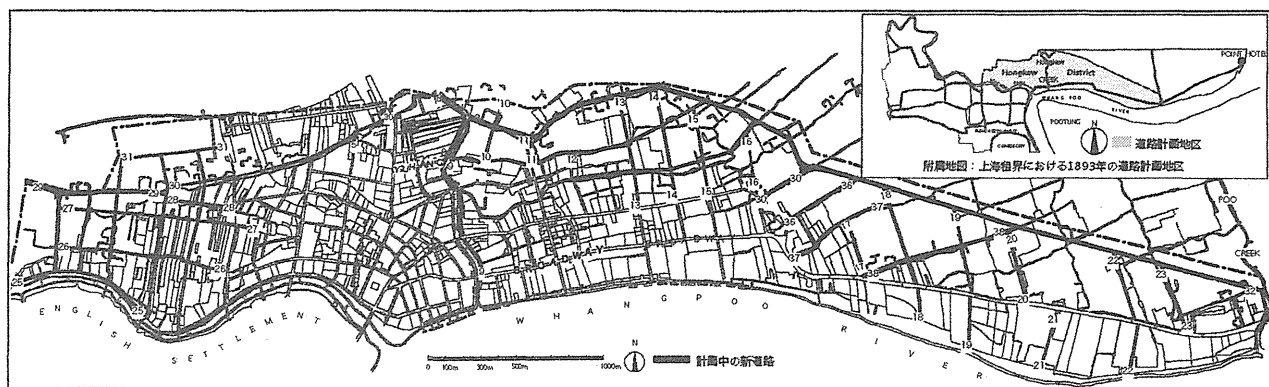


図 2-2 1893 年工部局による虹口地区の新道路計画図

1893 年 SHANGHAI MUNICIPAL COUNCIL PLAN OF PROPOSED ROAD EXTENSIONS HONGKEW より作成

図 2-3 の Eastern District は、1899 年時点において西側の Hong Kew Creek から東側の Point Hotel までの区域にあたる。前掲の図 2-1 と図 2-3 とを照合すると、拡張した東側の部分は、日本外務省通商局が選定した上海日本人居留地の第 3 候補地である「米租界とポイントホテルの中間地」であることがわかる。

以上、1895 年、日本が英米人に 50 年も近く遅れて上海日本人居留地を設置しようとした時期は、英米租界がさらなる拡張事業に乗り出した矢先であった。英米租界地におけるこの開発動向は、上海における日本人居住地、工場地、港施設等の計画に決定的影響を与えたことは間違いない。では、日本はどのような決断をしたのか。

2.4 上海日本居留地の設置に関する日本側の決断

内務省お雇い技師のデレエケは、1897 年上海に赴き、日本居留地の三、四候補地に面する黄浦江（図 2-1）の実測調査を行う。その結果、同地区の黄浦江は、砂の堆積、水深、風等の点で、日本居留地に不可欠な港湾施設には不適切と判断した⁹⁾。

河川調査とほぼ同時期に、北京公使館一等通訳官の榎原諫政も現場視察を行い、英米租界への日本独自の居留地の設置は、日本人と英米人との混住状態や経費等の点から非現実的と見なしている¹⁰⁾。

このような状況の中で、当時の日本上海総領事代理である小田切寿之助は、上海租界における英米との関係を重視する観点から、公共租界の拡張を図る英米の意向に背くべきではなく、日本居留地の候補地区は、むしろ公共租界の一部に編入されるべきだと主張した¹¹⁾。

更に、小田切は、日本も上海租界全域に涉り欧米人と平等に土地買収、家屋・製造所・船渠・倉庫の設立権利を獲得すべき、と主張し、租界外においては港湾、造船場及び工場の設置権を獲得することの重要性を指摘した¹²⁾。小田切のこの提案以後、日本は「専管居留地」という枠を越え、上海租界全域及び租界外に渉る広汎な開

発権の取得を目指すことになる。明治末期、小田切が描いたビジョンは、以後の日本による上海における様々な都市開発の基本戦略となった。

この基本戦略のもとで、日本はどのように都市開発を実行していったのか、次章にて追求する。

3. 上海租界における日本の土地開発と施設配置

本章では、上海租界における欧米人による都市開発動向を念頭に置きつつ、明治末期から、近代日本による上海の都市開発過程を追求する。

3.1 史料概要

上海租界の都市発展と英米人による都市開発の実態は、工部局が作成した例年の「Plan of Shanghai」、及び同局による『Land Assessment Schedule』を使用する（上海档案馆所蔵）。

明治末期以後の日本における上海進出の動向に関しては、「自明治二十八年至明治三十五年支那各地帝国専管居留地設定一件第一編上海附呉松」¹³⁾（以下「居留地設定一件」）を使用する。同史料は、上海日本居留地の設置を巡り、当時の日本外務省、上海日本総領事館、北京日本公使館の間の往来書簡、及び当時の租界の情勢に関する機密文書や公共租界に関する英国工部局による黄浦江の実測調査図を収録している。同史料群の解読により、上海日本居留地の設置を廻る日本側が直面した課題と解決策、及び英米租界の状況が把握出来る。

さらに、日本による上海租界における都市開発に関しても、同様に前掲の『Land Assessment Schedule』を使用する。これは日本の「地価告示書」に類し、1869 年～1942 年まで 5 年毎に上海公共租界における各番地の“Number of Lot(地籍番号)”、“REGISTERED OWNER(地主)”、“Area for Taxation（納税対象面積）”“Value per Mow(1Mow の単価)”を記録する。

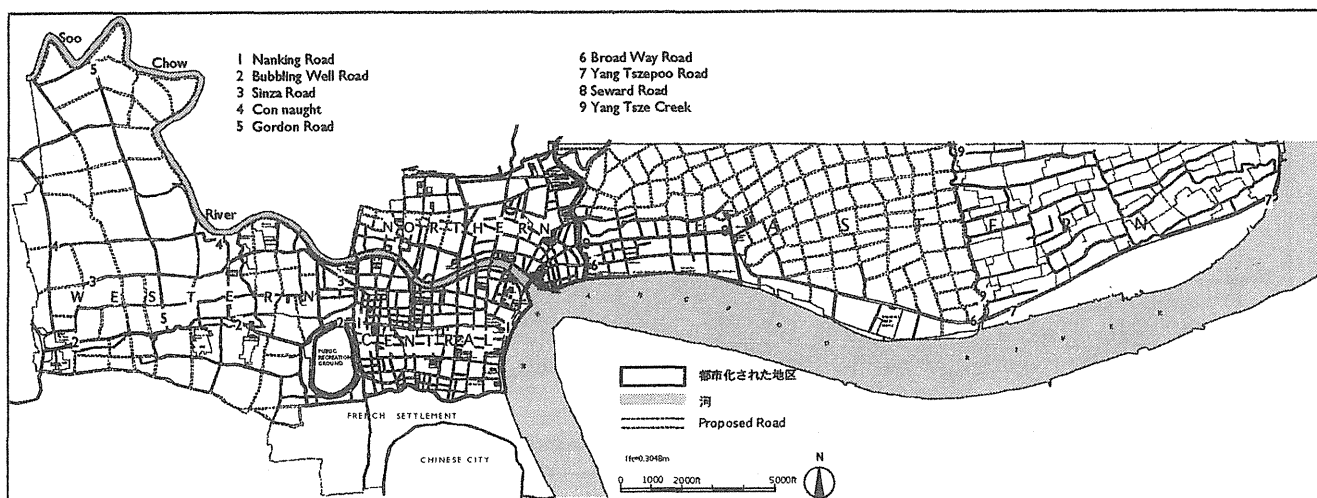


図 3-1 1904 年上海租界地図 「Map of Shanghai」より作成

なお、附属史料として「CADASTRAL PLAN OF THE INTERNATIONAL SETTLEMENT」（地籍図）がある。同図は『Land Assessment Schedule』と対照することで、日本人、英米人による近代上海での都市開発過程、及び都市空間の特徴が検討できる。

3.2 上海租界の都市的状況

本節は、まず、日本が上海租界で都市開発を行おうとした時期の都市的状況を把握する。

そのために、工部局が1904年に作成した「Plan of Shanghai」（以下「1904年地図」と称す。Harvard University Map Collection 所蔵）に注目した（図3-1）。

1904年時点で、上海租界（Shanghai International Settlement）はすでに Western、Central、Northern、Eastern という四つの地区に分けられていた。Central と Northern 地区には、領事館、各種クラブ、銀行、ホテル等の施設が立ち並び、道路網も整備された状況が地図上より確認出来る。

しかし、目を左側の Western 地区に転じると、同地区は、東西方向に Central 地区の(1)Nanking Road に続く(2) Bubbling Well Road、(3) Sinza Road、(4) Avenue Road、南北方向に(5) Gordon Road と、断片的な道路しか敷かれていない状況がわかる。それらの通りの間には点線で表示された Proposed Roads があり、Western 地区はまだ整備途上にあったことがわかる。

右側に広がる Eastern District も、黄浦江に沿って、(6) Broadway Road に続く(7) Yang Tszepoo Road が租界の東端に到達しているが、(9) Yang Tszepoo Creek を境に、左側の地区には点線の Proposed Roads が書かれ、さらにその右側には Creek、すなわち旧来の村道がまだ縦横している様子が伺える。

以上より、1904年の時点では、上海の公共租界においては、都市化が進む地区は Central と Northern 地区に留まり、Western と Eastern は完全途上の郊外的状況であったことが道路の開発状況よりわかる。

3.3 日本の土地取得過程

では、日本は上海公共租界において、どのように土地を買収していったのか。

『Land Assessment Schedule』の1890年、1907年、1913年、1922年、1930年のデータより、各年度における日本の政府、企業及び個人等の所有地を地籍図上に落とし、土地取得過程を検討した（図3-2）。

まず、1890年における日本の土地所有状況を見る。虹口港に Japanese Consulate（日本領事館）、Nippon Yusen Kaisha（日本郵船）が建ち並んでいる。そのやや北側奥には Honganji, Branch（本願寺上海別院）が位置していた。日本郵船会社及び本願寺は、早期に上海租界へ

の進出を果たしていたことがわかる。日本による上海の都市開発は、まさにこの虹口港から始まったことが、その後の土地開発からも明らかとなる。

1907年には、租界の Western と Eastern 地区への拡張により、日本の土地も虹口港から徐々に各地区へと分散的に拡張する状況がわかる。例えば、Central 地区において、(4) Mitsui Bussan（三井物産）、(5) Mitsubishi, Co（三菱商社）が見受けられた。Western 地区には、(6) Kadoorie, E、(7) Kingo Okura の土地が確認出来る。一方、Nippon Yusen Kaisha が、Eastern 地区の Yang TzsePoo Road に沿って、一番東端に土地を買収していた（図3-2）（1907）。

1913年では、Western 地区に道路建設が確実に進む一方で、Eastern 地区の道路開発はそれほど進展していないことが分かる（図3-2）（1913）。

日本の企業や個人も、新たに建設された道路に沿って土地を取得しはじめた。例えば、Western 地区において

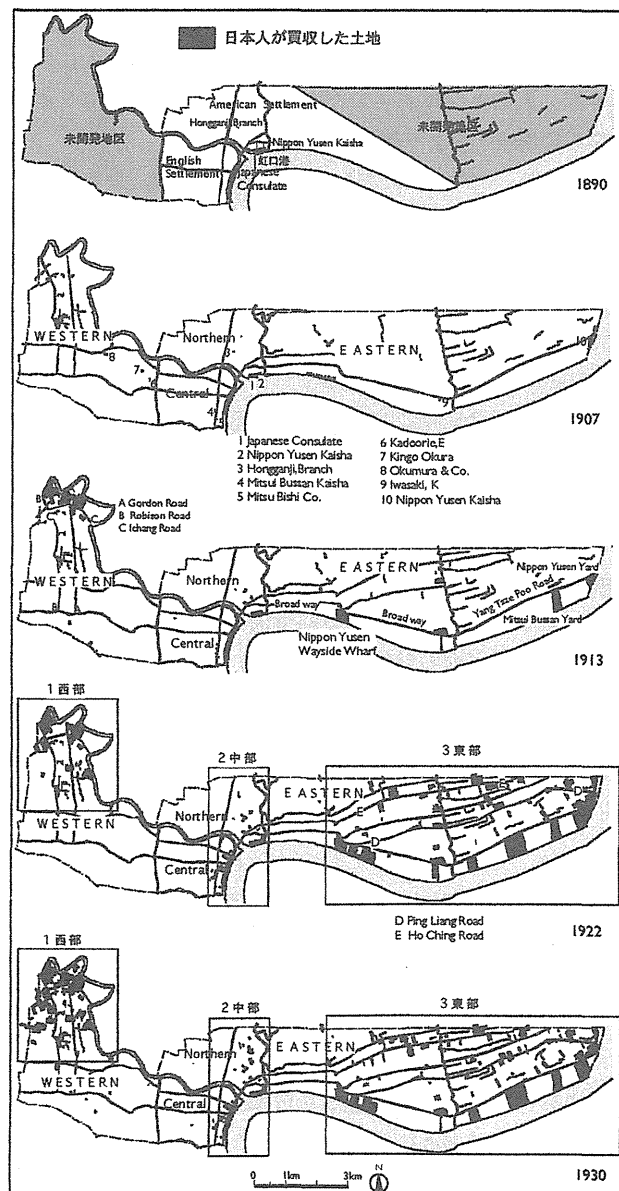


図3-2 上海公共租界における日本の土地開発過程図

Naigai Wate Kaisha(内外綿株式会社)が、Soo Chow River(蘇州河)に面する角地に、(A) Gordon Road、(B) Robison Road、(C) Ichang Road に沿って、集中しつつ土地を取得していたことがわかる。一方、右側の Eastern 地区では、Nippon Yusen Wayside Wharf、Mitsui Bussan Yard、Nippon Yusen Yard が Broadway Road と Yang Tszepoo Road に沿って確認できるのみである。

以上、1913 年当時、租界はまだ開発途上であり、日本の土地開発もそれほど進展していなかったことが分る。

さらに、1922 年の土地開発状況を確認する(図 3-2)(1922)。Central、Northern、Western 地区において土地が増加しつつあり、特に、Eastern 地区において、1918 年以降、工部局による道路開発を契機に、新道路の (D) Ping Liang Road、(E) HoChing Road に沿って、積極的に土地を入手したことがわかる。その結果、1922 年時点で、日本の土地は、租界全域に渡り、図中で示す 1、2、3 という 3 つのゾーンにおいて一定の集中度を示している。ここで、1、2、3 のゾーンは、日本人に西部、中部、東部と呼ばれていたことが 1927 年の上海日本領事館の調査^{注 14)}より確認出来た。

最後に、1930 年において(図 3-2)(1930)、日本の土地は西部、中部、東部の範囲内にさらに集中し増え続けている。そして、1930 年以降も、日本の上海公共租界での土地取引は、ほぼ同じく西部、中部、東部の範囲の中で行われていたことは、その後の『Land Assessment Schedule』より確認出来る^{注 15)}。

以上、明治末期以来の日本による、虹口港から開始された上海公共租界全域に渉る土地取得の過程と実態を明らかにした。日本は、英国人主導の租界開発と歩調を合わせつつ、新たに整備された道路沿いから着実に土地を買収していった過程が明らかにした。

日本の上海租界における都市開発は、あくまでも土地取得と取得用地の整備なのであり、この事実は、日本は土地買収の費用のみの負担ですみ、道路開発費用を免れていることを意味している点で、重要である。

3.3 日本による土地開発の特徴

では、上海公共租界において、日本側の土地はどのような存在形態であったのか。本節では、英、米、日及び仏等の諸国の土地所有状況を明確にしつつ、国際的観点から、近代日本による上海で行った都市開発の実態を更に探った。

そのために、1930 年の『Land Assessment Schedule』に登録されたすべての土地を日本人所有地、英国人所有地、米国人所有地、工部局所有地、とその他と分類し、同年の地籍図上に落とした。

その結果、Central と Northern 地区、及び両地区に

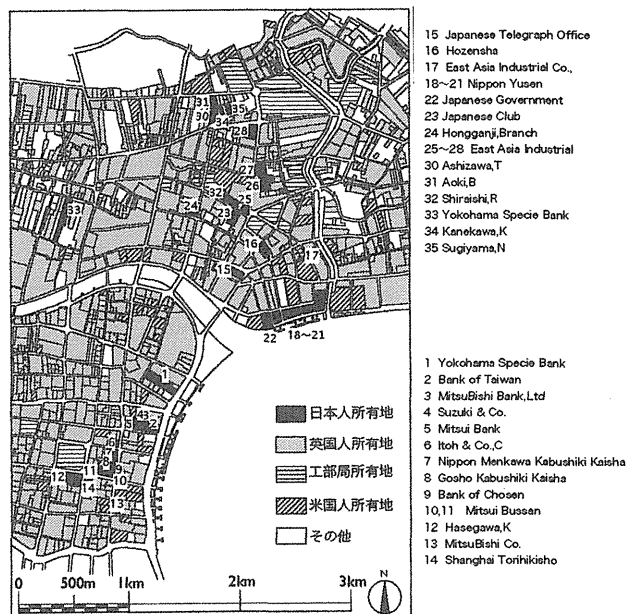


図 3-3 中部における各国の土地所有状況

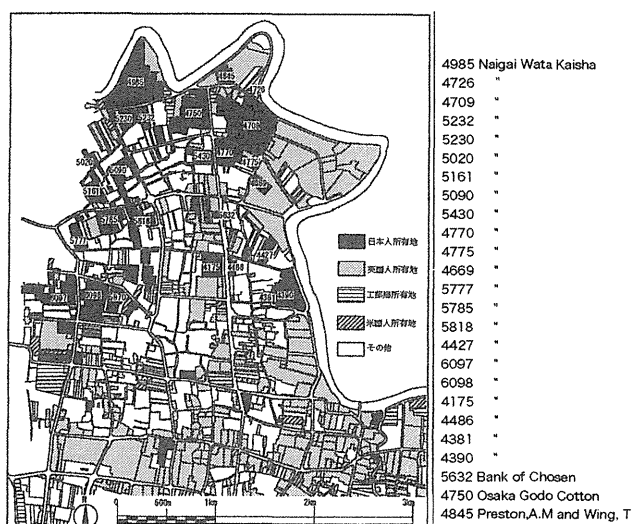


図 3-4 西部における各国の土地所有状況

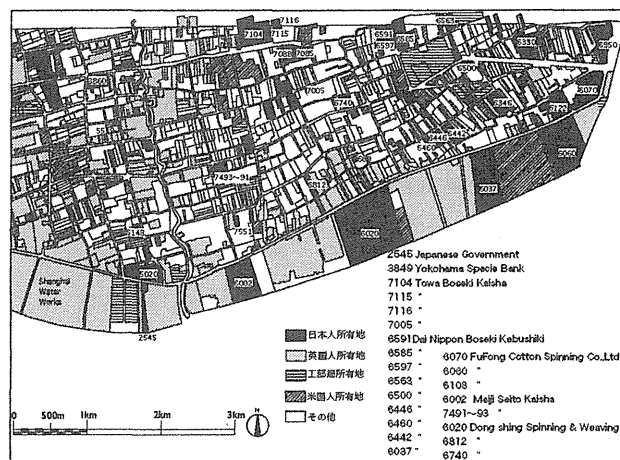


図 3-5 東部における各国の土地所有状況

近い Western と Eastern 地区においてはほぼ英国人永租地が独占する状況であることがわかった。米国人、工部局、日本の土地は、その中に点在していた程度であった。ここで、日本人の土地が集中していた中部、西部、東部を抽出し、英、米系所有の土地との位置関係を分析する。

1) 中部

まず、図 3-3 が示す Central と Northern 地区に注目する。両地区は租界の中心部であり、英国人所有地がほぼ両地区の全域を埋めていたことが読み取れる。英国人土地の狭間に、米国人と工部局所有地と日本人所有地が点在する程度であった。

日本人の土地に注目すると、黄浦江に面する地区に、1 Yokohama Specie Bank(横浜正金銀行)、2 Bank of Taiwan(台湾銀行)、3 Mitsubishi Bank(三菱銀行)、5 Mitsui Bank(三井銀行)等の大手銀行や貿易商社が、小規模でしかも英国人所有地の隙間を縫うように同地区に入り込んでいることがはっきりと分かる。

さらに、やや北へ進み、蘇州河を渡り、Northern 地区に入る。同地区も英国人所有地が圧倒的に多いものの、Central 地区のような英国人の独占状態とは異なり、米国人・工部局の永租地も多数見られる。その中に、日本の 15 Japanese Telegraph Office(日本電信局)、16 Hozensha(保善社)、17 East Asia Industrial Co.(東亜工業)、24 Hongganji(本願寺上海別院)等が、英米人の土地と混在しつつ存在することが分かる(図 3-3)。

Central、Northern 地区では、日本の大手商社、銀行、行政、公共施設等が英国人による寡占状態の土地に食い込みつつ、英米系施設と建ち並んでいたことがわかった。

2) 西部、東部

西部、東部は、旧来の Creek がまだ断片的に市街地に残存し、空白でまだ未開発の地区も多く残っていた状況が窺える。1930 年時点では、両地区はまだ英米人による開発が比較的手薄であった。

日本人住居地の土地所有主を見ると、Western 地区の蘇州河に面している角地には、Nagai Wata Kaisha(内外綿株式会社)の工場、社宅及びその他の施設^{注 16)}が集中していることが確認できる(図 3-4)。

Eastern 地区においても、英国人所有地、日本人所有地が疎らに分布しているが、日本側の土地は東側に集中する傾向が窺える。日本の土地所有主を確認した結果、Dai Nippon Boseki Kabushiki Kaisha(大日本紡績会社)、Toyo Cotton Spinning Co. Ltd、Towa Boseki Kaisha(東亜紡績)等、いずれも上海に進出した代表的紡績企業であることがわかった(図 3-5)。

内外綿、大日本紡績、東亜紡績等の大規模施設は、イギリス人による租界地開発がまだ手薄な租界西端と東端に配置されていた。両地区は、近代上海における日本の紡績工業地の「小沙渡」、「楊樹浦」として発展する。

以上、1930 年における英国人所有地は租界中心地区の Central、Northern 地区に集中し、郊外に行くにつれ少なくなる状況に対し、日本が取得した土地は郊外により多く立地しかつ増加していたことが明確になった。

3.4 上海租界における日本の施設配置

上海租界における日本側の諸施設の配置構成と特徴を把握するために、1930 年の『Land Assessment Schedule』に登録されている日本の土地所有主の会社名、団体名及び個人名に基づき、上海に進出した日本企業や個人の業種を「銀行、大手商社、一般商社又は個人、行政・公共・宗教施設、港湾施設、紡績業施設、倉庫」と 6 種類に分けた。

まず、銀行・大手商社が、Central 地区に食い込む形で立地することは先述の通りである(図 3-6)。同時に、行政・公共・宗教施設、港湾施設、一般商社等は、Central 地区から Northern 地区かけて立地している。実際、これらが集中する地区と街路との関係に注目すると、地図左側に 1 North Sichuan Road 北四川路、2 Chai Poo Road、3 Woo Song Road 呉松路、4 Broadway Road、5 Seward Road があり、それらを介して Central 地区に直接アクセス出来ることに気づく。日本は、租界の Central 部から交通が至便な虹口地区に、自らの行政、公共施設等を多く配置させているのである。

銀行、商社、行政、公共施設等の諸施設のこのような配置構成は、日本外務省が提起した「英米租界との連絡条件」(表 2-1)という点も考慮されたと考える。一方、紡績業と工場等の大規模施設は、図 3-7 が示す通り租界西端と東端に配置された。一番西端と東端地区は、それぞれ蘇州河と黄浦江に最も近く、船運による交通も極めて便利であると考えられる。

「専管居留地」の設置を断念した日本ではあるが、重要な銀行、商社、公共施設、港湾施設、工場施設を、租界中心部を含めその全域に分散配置させ、しかも結果的に図 3-7 が示す通り西部、中部、東部という三ゾーンに大きく区分される配置形態をとった。これは、近代日本が上海で構成した日本人居住地の三つの骨格となる。

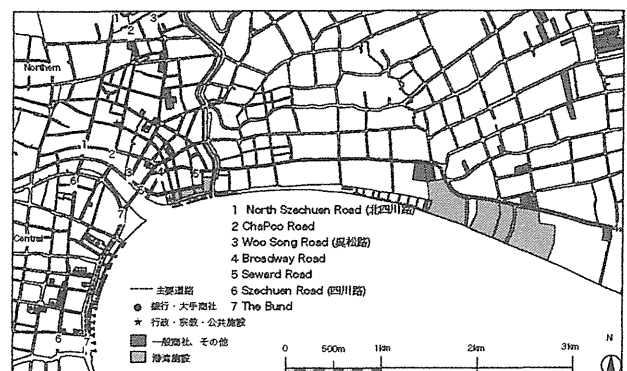


図 3-6 1930 年における中部、東部の日本側施設と交通網

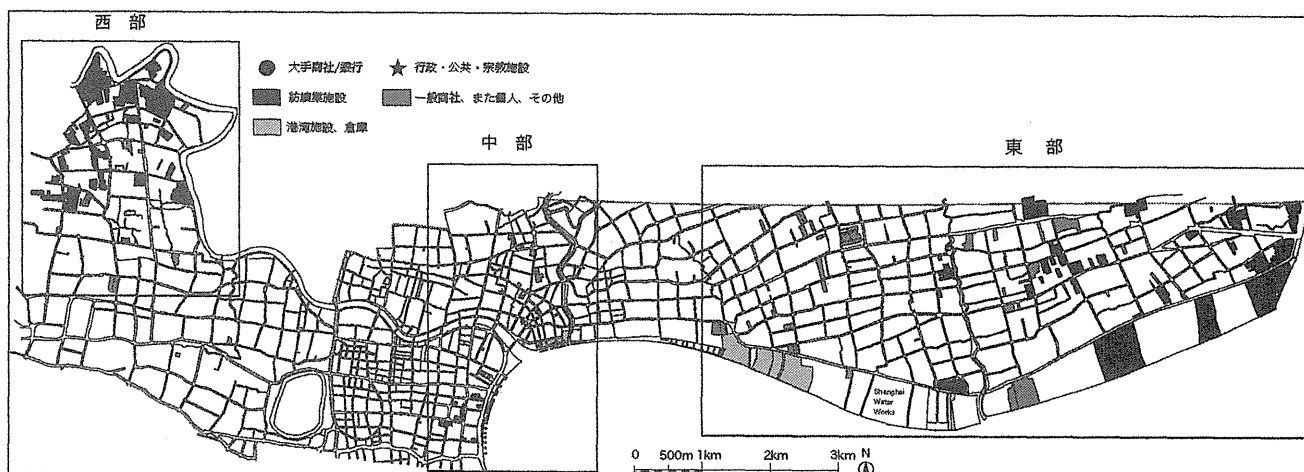


図 3-7 1930 年上海租界における日本側の施設の配置図

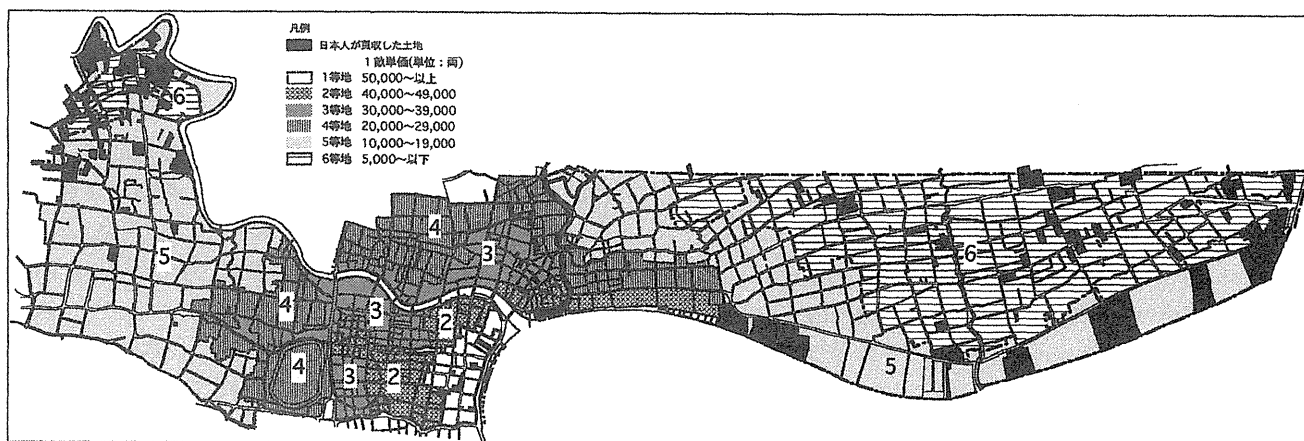


図 3-8 地価等級と日本の土地分布関係図

3.5 地価から見る日本の施設配置

日本による施設配置の意図は、地価との関係からみることでより明瞭となる。

日本が上海で多くの土地を取得する以前の状況を推定するために、本論は、1911 年の『Land Assessment Schedule』に登録されたすべての番地の地価データに着目した。地価を 6 等級^{注17)}に分類して表示すると（図 3-8）、租界の地価が高い中心部から低い郊外部へと明瞭に区分されていることが明らかとなる。

1 等地は、Bund から、NanKing Road に向かう地区、及び虹口港の North Yangtze Road 地区に当る。2、3 等地は、1 等地を取り囲む Central と Northern 地区の一部、及び Eastern 部の沿岸部分に相当し、4 等地は Central 地区に近い Western、Northern、Eastern 地区の一部分である。一方、5、6 等地は、前掲の 1904 年地図で示した開発中の Western、Eastern 地区に相当する。このような地価分布は、租界の都市化の進行状況を顕著に反映した結果であろう。

このような地価分布と日本の施設配置との関係を確認すべく、1930 年における日本側施設のすべてを 1911 年地価等級図に落とした（図 3-8）。その結果、地価 1 等地に銀行・大手商社・港湾施設、Northern 地区の 3、4

等地に行政、宗教、公共施設及び個人商社等、Western と Eastern 地区の 5、6 等地に大規模の港湾施設、紡績業の施設と工場地を配置させていることが改めてわかる。

日本企業、団体及び個人は、最小限の費用で土地を買収、施設の配置を進めたものと考えられる。日本の施設配置に見る西部、中部、東部のゾーニングには、開発費用に関わる地価の要因も働いていたものと考えられる。

日本は、独自の専管居留地の設置を断念したものの、上海総領事小田切が提起した基本戦略に沿って、租界全域を開発の視野に入れ、コストパフォーマンスを図りつつ、結局必要なものを全部取るという戦略の柔軟性がここに見て取れた。

以上、本章では、明治末期から 1930 年代までの 40 年間をかけて、日本は経済活動や都市生活に関わる基盤施設整備に土地を取得し租界各所に配置したことを明らかにした。しかし、1910 年代すでに 1 万人を越えた日本人用の住宅については、その用地確保は進まなかった。上海日本人街として有名な虹口地区も、独自の住宅地を建設することは困難であった。

では、日本人住宅地はどのように立地し、日本側の施設とどのような位置関係を有していたのか、どのような居住形態であったのかが、次の課題となる。

4. 上海日本人居住地の形成経緯と空間構成

4.1 日本人居住地の形成経緯

1913 年「Map of Shanghai」(日本外務省外交史料館所蔵、図 4-1)を眺めると、奇妙なことに、租界の Northern 地区の境界線、西側の Shanghai-Nanking Railway と東側の Saw Gin Jiang に囲まれたやや三角形の地区は、租界から突き出ていることが確認出来る。同地区の一番北側に、英米人が射的場として使っていた HongKew Recreation Ground があつた。その射的場から、後に北四川路 (North Szechuen Road) となる一本の細い道路 (図 4-1 中の黒線と表示) が、直接租界内の Northern、Central 地区に入り、French Settlement を経て、南の Chinese City (上海县城) まで到達していることが分かる。

そして、同地区はまだ開発途上で、射的場の周辺に英米系の (1) Public School for boys、(2) British Church、(3) Public Swimming Bath の他に、それらの南側に日本の Japanese Public School (後の第一小学校) が存在していた。しかし、その周囲には、道路はまだ整備されておらず、河川が残存している様子がわかる。

同時に、日本外務省もこの北四川路地区に着目していた。例えば、外務省が 1915 年の上海地図に同地区を「租界拡張区域ナリ」と赤の大文字で示していた^{注 18)}。そして、日本人の同地区の移住経緯に関し、「The American Community in Shanghai」^{注 19)}というアメリカ側の史料より確認出来た。

「For a while, the North Szechuen Road Area had a small concentration of Americans, The first American School was established in rented quarters in that direction in 1912. But with the change of that area in the direction of an area of retail trade and cheap native residences, and with the influx of the Japanese who seemed determined to make out of that area a definite place concentration. And at the same time, with the new residential development in the French Concession, the American School moved and erected its new plan in the French Concession…」(下線は筆者より)

即ち、同地区 (North Szechuen Road Area) は、本来、一部分のアメリカ人が居住していたが、1910 年代に、大規模の日本人の流入により、アメリカ人がフランス租界に移住した結果、次第に日本人の集住地区になっていた。

以上、租界内で住宅地を確保出来なかったものの、日本人は英米租界の拡張動向に合わせ、租界外の新たな拡張地区である北四川路一帯に移住したと見られる。

では、北四川路エリアはどのように変容したのか。次節にて追求する。

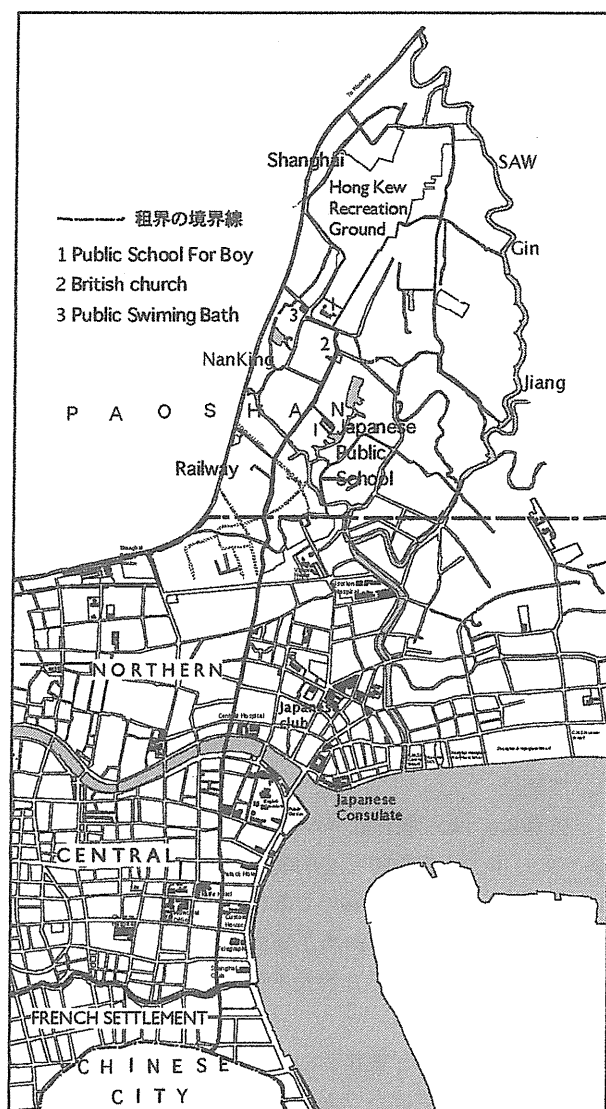


図 4-1 1913 年北四川路地区の地図

4.2 北四川路地区の日本人居住地の空間構成

ここで、1928 年 7 月作成の上海市街地図 (上海日本陸戦隊本部製) に注目した (図 4-2)。

主要の道路は、中央にメインストリートである北四川路、北側に延びるスコット路、西側にグラッチ路がある。日本人住宅団地や各種施設は、この3本の道路より構成された街区内に存在していた。例えば、英米租界から発する北四川路に沿って延びる路面電車の終点広場の周辺には、旧鈴木社宅、陸戦隊、千愛里、日本女学校等の存在が確認出来る。更に、1927年12月の上海日本領事館の人口調査^{注 20)}から、日本人が居住していた北四川路沿いの里弄住宅団地も確認出来た。日本人の居住域は、南側の横浜河から北の射的場までの間に集中していることがわかる。さらに、それらの里弄団地の間に、日本人がよく通っていた福民病院、品川病院、日本小学校、演藝館等が点在していた (図 4-2)。

ここで、北四川路一帯が日本人の集住地区として発展していったことが確認出来た。

なお、当時の北四川路一帯が、多くの日本人が居住し、そして、英米租界から遠く離れている様子も、以下の聞き取りからもその一端を窺える。

「I would prefer to call it a Japanese community with the core at the area where a good percentage of the Japanese lived. The area north of the “Yokohama Bridge” is not the center, but is quite a distance away.」(Tatsuo Kumano)^{注21)}

しかし、北四川路地区から少し離れた所に、西側に中国人街が零細な里弄住宅団地内にある、東側には、英米人の住宅地が狄思威路周辺に広がっていた。日本人街は、あくまでも北四川路両側のみを占めていたにすぎず、日本人は、中国人、英、米人と混住していた状況が窺える。

4.3 日本人の住居形式

本節は、日本人が居住していた住宅団地（その多くは現存している。）を抽出し、現地調査と史料調査に基づき、当時の立地条件や空間構成を復元し、上海在留日本人の住居形式について検討を行った。

1) 恒豊里

「恒豊里」は、路面電車の終点広場からやや東北側にあり、日本人住宅地の中心的商店街であるスコット路沿いに位置し、吉祥路を隔ててそのすぐ北側に日本女学校が立地していた。その斜め正面に、大陸銀行の社宅がある。既存の里弄住宅が日本人用住宅とされた事例である（図4-2、図4-3）。

現地調査により、道路沿いに商店が並び、入口を潜ると、その奥に住宅群が「弄」という路地の両側に、高密度に立ち並んでいることがわかった（写真4-1、図4-3）。

間取りはA・B・C型に分類でき、1905年に南側にA型が建ち、北側のB・C型は遅れて少なくとも1931年以前には建っていたことが確認できた。ここで、現地調査で得られたB型の空間形態について説明する（図4-4）。

B型は、北側の一行にしか見当たらなかった。前庭付きで3階建て。正面から、向かって右側は入口の前室、2階への階段と便所を挟み、その奥に台所がある。左側は手前から居間、奥に寝室がある。2階も同様に左右に区切られ、左手に二室の寝室、右手にも寝室が設けられ、階段を挟んで裏手には便所と浴室である。3階は屋根裏部屋で、子供室として使われていたようである。



写真4-1 恒豊里写真(1940年頃)

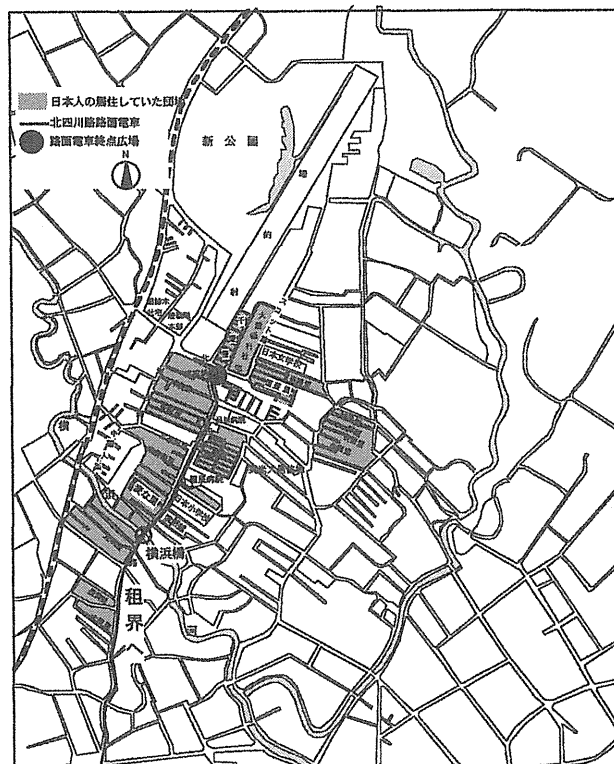


図4-2 1928年北四川路地区の地図

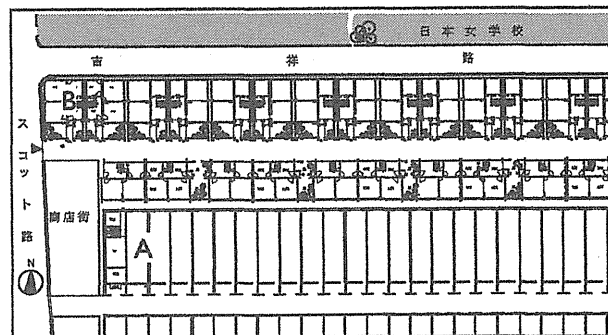


図4-3 恒豊里 配置図

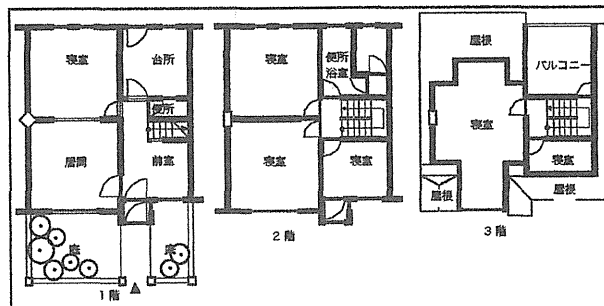


図4-4 恒豊里 Bタイプ 平面図

2) 麦拿里(マグノリヤ)

麦拿里は、北四川路に面し、東西方向の奥行深い路地に沿って3階建ての住宅が建ち並び、その斜め正面には日本人小学校、歌舞伎座等が立地していた。団地の表側には日本人商店が一行に立ち並んでいたが、そのすぐ裏側には中国人街が存在していた。当時は、多くの銀行員、軍人が居住し、それらの子供たちは、団地向こう側の小学校に通っていたと言われる（図4-5）。

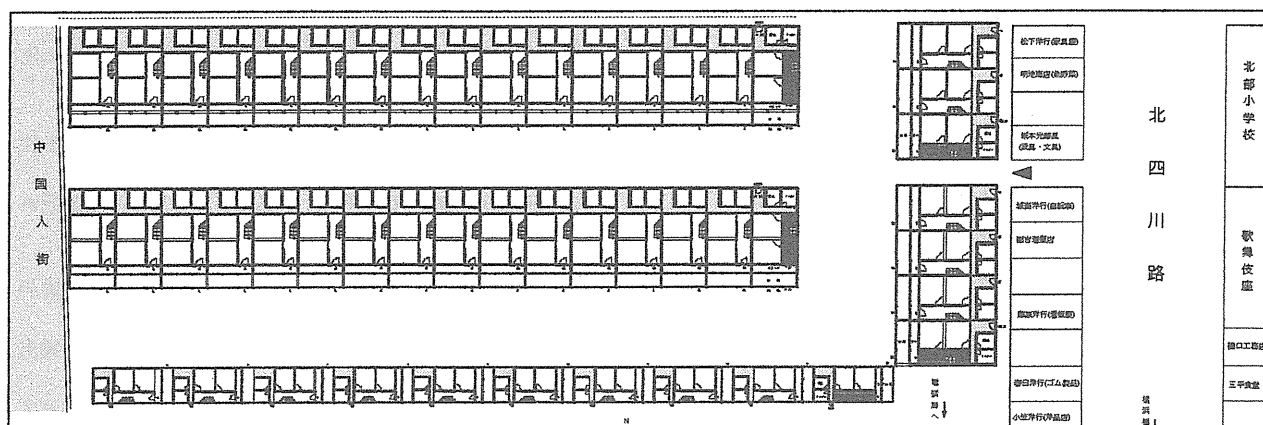


図 4-5 麦拿里全体配置図

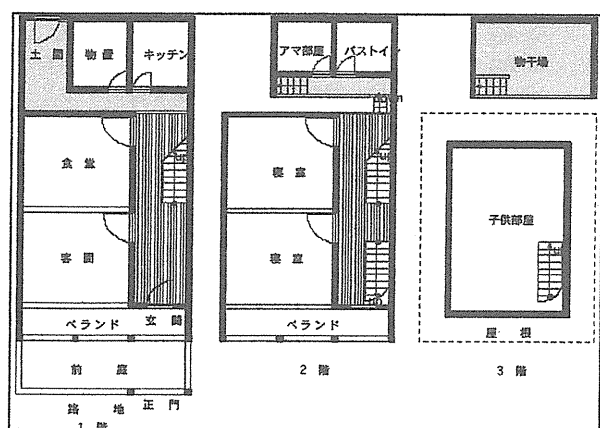


図 4-6 麦拿里住戸平面図

住戸はいずれも小さな前庭付きで3階建てである。平面は片廊下式で、右手廊下に沿って客間と食堂が並び、裏門に通じる土間を隔てて附属屋の物置と台所がある。2階も同じ構成であるが、裏手附属屋2階にはアマ部屋とバス・トイレが設けられていた。3階は屋根裏部屋の子供室で、附属屋は屋上の物干し場とされていた(図 4-6)。

以上、恒豊里と麦拿里を実例として、北四川路地区における当時日本人が居住した住宅団地の立地環境及び個々住戸の平面を検討した。住戸は基本的に壁で仕切られ、内装も洋風を基調とし、床は板間で一足制を基本とするもので、住宅形式はあくまでも洋風であった。実際、間取りからも欧米人と同じように板間や絨毯の上に机と椅子で生活していた家庭も多かったようである。しかし、洋風の室内の一角に畳を敷き、また何部屋かは和室に改造した家庭もあったことが、聞き取りなどからは知られた。また、ほとんどの住戸で、風呂が設けられていたが、日本人が増設したものが多いという。

3) 日本人建築家による住宅設計

日本人建築家の上海進出は 1900 年代から始まるが^{注 22)}、住宅への参入は 30 年代後半以降である。1939 年「日本工作連盟」主催の大陸座談会の席上、彼らは上海での資材不足による住宅難や高密度な配置による不衛生な状態に警告を発し、中国人の住まいの向上にも言及した。

華興商業銀行社宅は前川國男事務所による設計で、日本人と中国人を対象にした総戸数 177 戸の住宅である。前川は日本人が畳を持ち込むことを疑問視し、新しい生活スタイルの構築に奮起して^{注 23)}、当初の計画では全て洋間で計画された。しかし、実際の住戸には和室が設けられ、玄関を設けた二足制とした。畳生活に固執する一般邦人との間で妥協を余儀なくされたのであろう。しかも、中国人用の住戸にも和室が配されていた(図 4-7)。

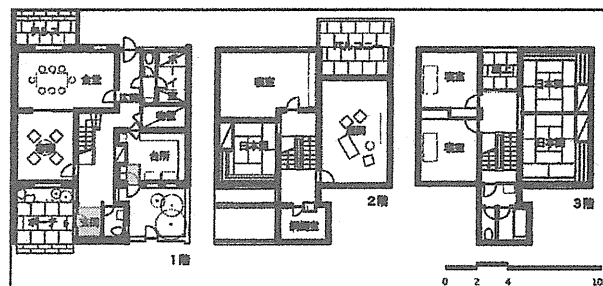


図 4-7 華興商業銀行社宅図面

5. むすび

本論は、英米人の都市開発による上海の都市形成を明確にしつつ、近代日本における上海進出の過程及び上海での都市開発活動から、日本人居住地の形成過程と空間特徴を明らかにした。その上で、日本人居住地と居住形態、各住戸といった個々の建築の空間構成まで踏み込み、その実態を示した。

本論はまず日本専管居留地の設置を巡る日本側一連の経緯に着目し、近代日本による上海での都市開発の背景を明確にした。即ち、英国人主導の道路計画や租界拡張に対し、日本は独自の居留地の設置を諦め、居留地の候補地を英米租界の一部に編入させた一方、英米人と対等に上海租界全域に渉る都市開発権を得るとの決断をした過程を具体的に辿った(第 2 章)。

次に、日本による土地開発過程と立地状況を明らかにし、その立地特性を既往の英国人土地との位置関係、交通条件や地価分布との関係を探った。日本による土地開発は租界全域に渉り、一見分散的状况を示すものの、各

種施設の特性や地価や立地条件との関係を考慮された合理的な施設配置であり、西部、中部、東部といった三つのゾーンを形成し、それらは、やがて近代上海における日本人居住地の三つの骨格となっていくたのである。しかし、日本の上海租界内における土地取得は基幹的な都市施設が優先され、上海の日本人居住地の確保は後回しされたことも明らかになった(第3章)。

そして、英米人による既存の里弄住宅を主体とする借家居住に終始したことを、租界外の北四川路を軸とする地区における住宅遺構等を通して明らかにした。その形式は外観平面ともに洋風であるが、畳を持ち込む等の日本式住生活への工夫も各所で看取された(第4章)。

当時の日本は、上海のみならず、台湾、朝鮮、満州国等の植民地においても、都市開発、住宅地建設を行っていた。しかし、上海が他と異なる点は、租界という英、米、仏による既得権益の中で、日本の都市施設が設置され、居住地が形成された点である。

上海租界における「日本」は、上海に成立した国際環境、国際関係の中で成立した。それゆえ、本論は、一貫して英、米、さらには中国との関係性に視点を据えつつ、近代日本の上海進出過程を追った。ゆえに、本論の知見は、近代日本の海外都市史・居住史研究に新たな視点と枠組みを提起したと考える。

<注>

- 1) 村松伸：『上海・都市と建築』、PARCO 出版、1990 年
田中重光：『近代・中国の都市と建築』、相模書房、2005 年。鄭時齡：『上海近代建築風格』、上海教育出版社、2002 年。孫安石・大里浩秋：『中国における日本租界』、2006 年、御茶の水書房
- 2) 1895 年 3 月に日清政府が締結した『下関条約』の主な内容は、(1)朝鮮独立の承認 (2)遼東半島と台湾・澎湖列島割譲 (3)日本への賠償金庫平銀二億両(約 3 億円) (4)清国・欧州各国間条約をきそに日清通商航海条約を締結する (5)新たに沙市・重慶・蘇州・杭州の四港を開く (6)日本人は清国内の開市開港場において、自由に各種製造業をいとなみ、また各種の機械を輸出することができる。(遠山茂樹：『日本近代史』P201、岩波セクション、2007 年)
- 3) 日本外務省外交史料館所蔵『自明治二十八年至明治三十五年 支那各地帝国専管居留地設定一件 第一編上海附呉松』に収録されている。
- 4) 『下関条約』の第六条：「媾和条約第六條ニ拠り本年十月中旬以降帝国臣民ハ当国各開市場及開港場ニ於テ自由ニ各種ノ製造業ニ従事スルヲ得ヘキ權利ヲ享有スルニ至リタル…(以下略)」、明治 28 年 7 月 23 日外務省機密第貳号(外務省外交史料館所蔵)、在上海総領事珍田捨巳
- 5) 明治 28 年 9 月 14 日外務省機密第十三号文書 第 1~2 ページ「本邦居留地ニ関スル件」
- 6) 同上 外務省機密第十三号文書 第 3~6 ページ
- 7) 1893 年「工部局年報」P137 より
- 8) 前掲注 1) の『上海・都市と建築』の p77 を参照。
- 9) 「内務省雇工部ヨハネスデレエケ氏ノ上海ニ於ケル我居留地区選定ニ関スル意見」(明治 30 年 7 月 10 日総領事代理小田切萬壽之助より外務次官小村寿太郎出

した外交機密文書)より

- 10) 「意見書」(明治 30 年 10 月 8 日 清国上海滞在公使館一等通訳官榎原諫政より外務大臣大隈重信に提出した書簡)より
- 11) 「上海ニ於ケル英米居留地拡張ノ儀ニ関シ上海道ト往復セシ書面写送付ノ件」
- 12) 明治 32(1899)年 4 月 18 日には「上海ニ於テ帝国居留地選定ニ関スル件回稟」より
- 13) 外務省外交史料館所蔵
- 14) 高岡博文：『上海の日本居留民』(熊月之編『上海的外国人』2003 年 P156)
- 15) 1930、1942 年『Land Assessment Schedule』より確認出来る。
- 16) 内外綿株式会社「上海支店工場宅分佈図」(東京大学総合図書館所蔵)より詳細の土地利用が確認出来る
- 17) 上海の地価等級図に関し、上海図書館所蔵の「Greater Shanghai Approximate Market Value Zones June 1929」と 1944 年「上海市地価区画図」においては、大まかな地価ゾーニングを示しているため、両地図からは、詳細な地価の特徴を検討することは不可能と考えた。
- 18) 拡張域を示している原図は、日本外務省外交史料館所蔵。そして、租界外の拡張域の正式な名称は、External Roads Area (越界築路区)である。
- 19) 『The American Community in Shanghai』P121, Harvard University Archive Center, 1935 より抜粋
- 20) 熊月之、他：『上海的外国人』上海古籍出版、pp.159-163、2003 年
- 21) Tatsuo Kumano 氏は、1926 年から 1946 年まで上海の北四川路地区に居住していた。外国居住期間が長いため、普段は英語を使用する。
- 22) 「大陸建築座談会」『現代建築第 8 号』pp49-61、1940 年 8 月
- 23) 前川国男：「上海」『現代建築第 4 号』pp36-47、1939 年

<研究協力者>

笹井 夕梨	京都府立大学(当時)
松隈 洋	京都工芸繊維大学 教授
江川 徹	前川国男事務所
林 錫貴	上海在住 千愛里住民
Tatsuo Kumano	日本、東京都 上海在住経験者
甫喜山氏	日本、京都府 上海在住経験者